

## 検討課題 1 —離婚関係・婚姻関係事件—

## 第 1 離婚関係事件の国際裁判管轄

【甲案】裁判所は、離婚に関する訴え（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、そのうちの一人）の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）が行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】裁判所は、離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者がいずれも行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注） 単位事件類型としての「離婚に関する訴え」とは、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴えをいう（人事訴訟法第 2 条第 1 号参照）。なお、以下、部会資料において、単位事件類型につき人事訴訟法ないし家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明するところがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（参照条文）

- 人事訴訟法

#### 第4条（人事に関する訴えの管轄）

- 1 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。
- 2 前項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

#### （参考資料）

- 法制審議会国際私法部会小委員会「法例改正要綱試案（婚姻の部）」（昭和36年）

#### 第15

離婚の裁判管轄について次のような趣旨の規定を設けること。その内容については次の両案があり、なお検討する。

#### 甲案

- 1 被告が日本に住所を有するときは、日本の裁判所に管轄権がある。
- 2 次の場合には、被告の住所が日本になくても、原告が日本に住所を有するときは、日本の裁判所に管轄権がある。
  - イ 原告が遺棄された場合、被告が国外に追放された場合、被告が行方不明である場合、その他これに準ずる場合
  - ロ 被告が応訴した場合

#### 乙案

当事者のいずれか一方が日本人であるとき又は日本に住所を有するときは、日本の裁判所に管轄権があるものとする。

#### （補足説明）

#### 1 はじめに

現在では、渉外的な要素を有する離婚関係事件について、身分関係の当事者の住所地を管轄原因とすること自体には特段の異論がないものと考えられるところ、身分関係の当事者の住所地をどのように管轄原因とすべきかという点について、基本的に異なる立場が考えられる。そこで、これに対応し、本文（以下「本文」とはゴシック体で記載された部分をいう。）では甲案及び乙案を提示している。

なお、本文甲案及び乙案は、考え方の相違をより明らかにする観点から、シンプルなもの提示している。

#### (1) 本文甲案について

甲案は、身分関係の当事者である被告の住所地を一般的な管轄原因とし、身分関係の当事者である原告の住所地は一般的な管轄原因としない

とするものである。

甲案は、渉外的な要素を有する離婚関係事件においても、受動的立場にある被告の防御権をより十分に保障し、応訴の負担を考慮する必要がある（①原告は、準備をした上で訴えを起こすことができるのに対し、被告は十分な準備ができないままでも応訴の必要があり、この不公平を緩和する必要がある、②被告は、最終的には理由のないものとされ得る訴えについても応訴せざるを得ないため、応訴のための手間等をできるだけ軽減する必要がある。）という考え方に基づくものである。

ただし、甲案の考え方も、身分関係の当事者である原告の住所地には一切管轄を認めないという趣旨のものではなく、甲案②、③のとおり、原告の救済のための必要性を考慮し、一定の要件の下で原告の住所地にも管轄を認め得るとするものである（注1）（注2）。

なお、甲案は、法制審議会国際私法部会小委員会が昭和36年に取りまとめた「法例改正要綱試案（婚姻の部）」の離婚事件の国際裁判管轄に関する「甲案」とその方向性を同じくするものである。

（注1） 甲案は、人事訴訟事件の国際裁判管轄に関するリーディングケースとされる最高裁判決（最大判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁。以下「昭和39年最高裁判決」という。）を踏まえたものということができると解されるが、昭和39年最高裁判決は外国人同士（もっとも、当事者の一方は元日本人であった。）の離婚事件に関する事案であったため、当事者の一方に日本人が含まれている事案においては、先例とはならないと指摘する見解もある。

また、最二判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁（以下「平成8年最高裁判決」という。）が、「被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素である」とのみ判示していることから、昭和39年最高裁判決の考え方は、実質的に変更されていると指摘する見解もある。

（注2） 「離婚に関する訴え」を含む人事に関する訴えに係る国内の管轄原因について、身分関係の当事者の普通裁判籍を有する地（住所地）等の家庭裁判所の管轄に専属するとされているが（人事訴訟法第4条第1項）、国際裁判管轄の管轄原因については、外国の裁判所での手続の負担を考慮すれば、国内訴訟と同様に考えることができないとの指摘がされている。

## （2） 本文乙案について

乙案は、身分関係の当事者である被告の住所地のほかに、身分関係の

当事者である原告の住所地を一般的な管轄原因とするものである。

乙案は、人事訴訟事件においては、①当事者の身分や生活関係全般に重大な影響を及ぼすことから、真実の身分関係の確認やその解消等を求める身分関係の当事者である原告の救済にも一定の比重が置かれるべきであり、身分関係の当事者である被告の住所地でなければ裁判ができないというのは、当該原告にとって過酷であること、②不当訴訟が提起される蓋然性は一般的に低いと考えられること、③乙案は、人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する外国法制のすう勢にはむしろ合致するとの指摘もあること（例えば、ブリュッセルⅡbis規則第3条第1項(a)やドイツ家事事件及び非訟事件の手続に関する法律第98条）などに基づくものである（注）。

なお、乙案は、上記「法例改正要綱試案（婚姻の部）」の離婚事件の国際裁判管轄に関する「乙案」とその方向性を同じくするものである。

（注） 甲案に対しては、甲案③のように規範的な概念を含む管轄原因では、管轄が認められるか否かに関する当事者の予測可能性を十分に確保できないとの指摘もあり得る。

一方で乙案に対しては、過剰な管轄を許容することにもなるのではないかと、また、その結果として、我が国の裁判が外国で承認されないおそれがあるのではないかと意見もある。

### (3) 本文甲案及び乙案の実質的な差異について

甲案及び乙案の考え方の対立は、緊急管轄や特別の事情による訴え（申立て）の却下という総論の規律の在り方とも関係するものであり、これらの総論の規律の在り方や解釈によっては、両案で具体的事案における最終的な結論には大きな差異がないことが多いとの指摘もされている。

### (4) 管轄原因としての「住所」について

ア 当該「住所」とは、(国際人事)訴訟法上の概念として、実体法上の住所概念とも国際私法上の住所概念とも異なるものであるといわれているが、その該当性に係る基準については見解が分かれる（注）。

上記「法例改正要綱試案（婚姻の部）」の解説では、管轄原因である住所について、「ここにいう住所は、厳格な住所であるに及ばないが、たんなる一時的滞在地では不十分である。いわゆる常住居所がこれに

あたる住所とあってよいであろう」とされていた。

そして、民事訴訟法上の国際裁判管轄の管轄原因としての「住所」は、国際民事訴訟法上の概念であるが、民法上の住所の観念（民法第22条）に倣い「生活の本拠」と考えてよいとされている。

離婚関係事件（ないし人事訴訟事件及び家事事件）に係る国際裁判管轄の管轄原因としての「住所」は、民事訴訟法上のそれと同義と捉えることが考えられるが、どうか。

(注) ①住所を管轄原因と認める趣旨は、当事者の便宜のためであるから、「住所」を厳格に解するのは狭きに失するという見解と、②住所を管轄原因と認める趣旨は、その国が居住者の離婚に対して有する重大な利害関係に基づくものであるから、その国の住民として私法的社会生活の一員たる資格を持つ程度に厳格な住所と解すべきであるとする見解が対立する。具体的事例では、在留資格のない外国人の場合や、居住期間が極端に短い場合等において、異なる結論となり得る。

イ なお、渉外的な要素を持つ人事訴訟事件について、当事者の「住所」を管轄原因とすることは、当事者の「普通裁判籍」を管轄原因とする国内の人事訴訟事件（人事訴訟法第4条）（注）とは異なる規律となるが、これをどのように考えるか。

(注) 人事訴訟法第4条にいう「普通裁判籍」は、民事訴訟法第4条第2項の適用により判断される。渉外的な要素を持つ財産権上の訴えの国際裁判管轄については、これと同様の規律が設けられている（被告の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は知れない場合には訴え提起前に日本国内に住所を有していたとき[日本国内に最後の住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。]。民事訴訟法第3条の2第1項）。

## 2 管轄原因としての国籍（本文甲案②）について

身分関係の当事者である訴えの当事者の国籍を管轄原因として認めるべきか、認めるべきとする場合、どのような要件で認めるべきか。

### (1) 学説

伝統的には、国家が国民に対して持つ対人主権に基づき、国民の身分関係保護のために裁判管轄権を持つべきとの考え方を背景に（注1）、渉

外的な要素を有する離婚関係事件について、国籍を原則的な管轄原因として認めるという立場、その中でも、夫婦で国籍が異なるときには、双方の本国に管轄を認めるという見解が多数説であったとされる。

近時では、裁判の迅速・適正、当事者間の公平等の観点から、国籍を管轄原因とすることに反対し、私人の私法的生活関係の中心である住所を管轄原因とする見解が学説上多数であるといわれている。

一方、身分関係の当事者である訴えの両当事者が日本人である場合においては、我が国の管轄権を肯定する見解が有力である（注2）。また、国籍がともに日本であることのみならず、身分関係の当事者である原告が我が国に住所地を有することを要求する見解も存在する。従来の裁判例は、判決文上国籍のみを根拠に我が国の管轄を肯定したように読めるものも、事案の事実関係を検討すれば、単に当事者の国籍国であるというだけでなく、当事者の住所地国も我が国であった事例であるとの指摘もある。

（注1） 準拠法の指定において本国法主義が採られていること（法の適用に関する通則法第27条本文、第25条。改正前の法例第16条本文、第14条も同様）は、法がそのような考え方を採用しているあらわれであるとされる。

（注2） 身分関係の当事者の双方ともが日本人である場合、法の適用に関する通則法第27条本文、第25条により夫婦共通の本国法である我が国の民法が準拠法となるところ、特に「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法第770条第1項第5号）などの一般条項についての判断は、日本の裁判所が最も適切に判断できると考えられること、日本国籍を有している場合、日本を離れているときでも、本国である日本と密接な関連を有していることが多く、手続における使用言語の問題からも我が国で裁判を行うことは被告にとっても便宜であると考えられることなどを理由とする。

## （2） 外国法制等

外国法制では、ドイツ家事事件及び非訟事件の手続に関する法律、オーストリア裁判管轄法は、現在でも、身分関係の当事者である訴えの当事者の一方が自国民であれば、自国の管轄を認める立場を採用しているものと考えられる。そして、ブリュッセルIIbis規則のように、夫婦の共通本国である場合に管轄原因を認めるという規律もある。

また、上記「法例改正要綱試案（婚姻の部）」の離婚事件の国際裁判管

轄に関する「乙案」は、当事者の一方が日本人であるときに日本の裁判所の管轄権を認める見解を提示している。

### 3 管轄原因としての婚姻住所地について

(本文においては提案をしてはいないが、) 身分関係の当事者である訴えの当事者の婚姻住所地を管轄原因として認めるべきか、認めるべきとする場合、どのような要件で認めるべきか。

#### (1) 学説

婚姻住所地(夫婦の最後の共通住所地)は、身分関係の当事者である訴えの当事者との関連性が深く、当該被告の予測可能性にもとることもないこと、婚姻住所地には証拠方法も存在する蓋然性が高いことから、合理的な管轄原因であるとの指摘がある。また、原告が現在も居住している場合に限って婚姻住所地に管轄原因と認めるとの見解もある。

#### (2) 外国法制

ブリュッセルⅡbis 規則は、上記学説の後者のような立場を採用しているものと考えられる。

#### (3) 旧人事訴訟手続法の規律

(参照条文)

#### ○ (旧) 人事訴訟手続法

##### 第1条

- 1 婚姻ノ無効若クハ取消，離婚又ハ其取消ノ訴ハ夫婦ガ共通ノ住所ヲ有スルトキハ其住所地，夫婦ガ最後ノ共通ノ住所ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄区域内ニ夫又ハ妻ガ住所ヲ有スルトキハ其住所地，其管轄区域内ニ夫婦ガ住所ヲ有セザルトキ及ビ夫婦ガ共通ノ住所ヲ有シタルコトナキトキハ夫又ハ妻ガ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス但縁組事件ニ附帯シテ婚姻ノ取消，離婚又ハ其取消ノ請求ヲ為ス場合ハ此限ニ在ラス
- 2 前項ノ普通裁判籍ハ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサルトキハ居所ニ依リ居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所ニ依リテ定マル
- 3 前二項ノ規定ニ依リ管轄裁判所ガ定マラザルトキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

### 4 管轄原因としての原告の住所地(本文甲案③)について

本文甲案③は、昭和39年最高裁判決を踏まえつつ、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるときに我が国の管轄権を肯定するという提案である。

この提案については、以下の点が問題となり得るが、どのように考えるか。

(1) 原告が遺棄された場合を例示することについて

ア 昭和39年最高裁判決は、原告の住所地に管轄原因を認めるべき場合として、原告が「遺棄」された場合を例示する。この場合、原告の住所地に管轄原因を認めることは、身分関係の当事者である被告の帰責性から、当該被告が自らの住所地以外の国で応訴を余儀なくされることもなお衡平に叶うとして、一定の合理性を認めることができる(注)。

(注) なお、この点については、婚姻住所地(上記3)を管轄原因とすれば足りるとの指摘や、裁判例においても、遺棄は被告の行方不明と併せて認定されたり、原告が婚姻住所地に居住している事案であることがほとんどであり、独自の基準としての意義は薄いとの指摘もある。

イ しかし、「遺棄」とは、一方当事者の有責性を含意する要件であって、これを管轄原因とすると、管轄の有無を判断するに当たり、離婚原因に関する実体的な判断に近い判断をする必要が生ずることになる点で相当でないとも考えられることに加え、離婚原因である「(悪意の)遺棄」(民法第770条第1項第2号)と異なる概念を同じ文言で定めることには法制上問題があるとの指摘もあることから、甲案③においては、原告の住所地に管轄原因を認めるべき場合につき、原告が遺棄された場合を例示していない。

(2) 被告が行方不明の場合を例示することについて

ア 昭和39年最高裁判決は、原告の住所地に管轄原因を認めるべき場合として、「被告が行方不明である場合」を例示する。身分関係の当事者である被告の住所地のみを基本的な管轄原因とする本文甲案を採用すると、当該被告が行方不明である場合には管轄権を有する国が存在しないこととなる。この場合、被告の最後の住所地国に管轄権を認め

ることも考えられるが、被告の最後の住所地は管轄原因として合理的ではないとの指摘も考えられることから、甲案③においては、原告の住所地に管轄原因を認めるべき場合につき、被告が行方不明であるときを例示することを提案している（注）。

（注） なお、この点については、行方不明という要件の審査を行うことの困難性から、婚姻住所地（上記3）を管轄原因とすれば足りるとの指摘もある。一定期間以上の間、行方不明となっていることを要件とすべきとの見解も存在する。

イ 他方、「遺棄」の例示を外して「被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合」とした場合には、例示が行方不明だけとなって、どのような場合が「その他これに準ずる場合」に当たるかがより不明確となるとの指摘があり得る。

### (3) その他

このほか、甲案③においては、「被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」とすることを提案している。原告の住所地に管轄原因を認めるべき場合を網羅的に具体化することは、困難なものとも解されるが、この点、どのように考えるべきか。

## 5 合意管轄及び応訴管轄について

本文においては提案をしていないが、渉外的な要素を有する離婚関係事件について、合意管轄及び応訴管轄を認めるべきか。

(1) 身分関係の当事者である被告が我が国に住所地を有しない場合でも、当該被告が我が国での訴訟に同意している場合又は被告が任意に応訴している場合、当該被告の応訴負担を考慮する必要はないとして、合意管轄及び応訴管轄を肯定する見解も有力である。

なお、当該被告が我が国での訴訟に同意していること又は被告が任意に応訴していることに加え、原告の住所地が我が国にあることが必要であるとする見解も存在する。

(2) 一方、人事に関する訴えに係る国内裁判管轄については、専属管轄とされ（人事訴訟法第4条）、合意管轄及び応訴管轄は認められないとされているところ、応訴管轄を認めるとすれば、その可能性のため、常に海外

にいる被告への訴状の送達が必要となり，手続の迅速の要請や訴訟経済上，好ましくないことから，合意管轄及び応訴管轄は認めるべきでないとの考え方があり得る（注）。

（注） なお，家事調停事件に限って合意管轄を認めた上で，調停が訴訟に移行した場合には，調停が不調に終わった場合に別の裁判所で訴訟をするコストを考慮して，調停事件が継続していた国に管轄権を認めるという考え方もあり得る。

## 6 附帯処分及び関連請求の管轄権（注1）

いわゆる附帯処分（子の監護に関する処分，財産の分与に関する処分等，これらに相当すると解される処分を含む。）及び関連損害賠償請求訴訟（離婚に伴う慰謝料請求訴訟等）については，子の監護に関する処分を除き，離婚関係事件に付随させて管轄を認める方向性に特段の異論はないものと考えられるが，この問題点については，総論における併合請求に係る検討において扱うこととする。

また，子の監護に関する処分に関しては離婚関係事件に付随させて管轄を認めるか否かには見解の相違があるものと考えられるところ，この点については，子の監護に関する処分事件に係る検討において扱うこととする（注2）。

（注1） 附帯処分及び関連請求のほか，離婚に伴い子の氏が変更される場合の扱いは，戸籍関係事件に係る検討において扱うこととする。

（注2） なお，未成年の子がいる夫婦の離婚事件については，離婚事件にかかる管轄原因自体を，子の監護に関する処分事件の管轄原因を踏まえて議論すべきであり，未成年の子のいない夫婦の離婚事件の管轄原因とは分けて考えるべきであるとの指摘もあるが，どのように考えるか。

## 第2 婚姻関係事件の国際裁判管轄

【甲案】裁判所は，婚姻に関する訴え（注）について，次のいずれかに該当するときは，管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときはそのうちの一人）の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあ

- り、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）が行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】裁判所は、婚姻に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者がいずれも行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注) 単位事件類型としての「婚姻に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいう（人事訴訟法第2条第1号参照）。

(参考資料)

- 法制審議会国際私法部会小委員会「法例改正要綱試案（婚姻の部）」第8  
婚姻の無効及び取消の裁判管轄権については、離婚事件の裁判管轄権に準ずるものとする。

(補足説明)

## 1 離婚関係事件の国際裁判管轄との関係

本文の甲案及び乙案は、離婚関係事件と同様の規律を提案しているが、どうか。

### (1) 学説

婚姻関係事件の国際裁判管轄については、離婚関係事件に係る国際裁判管轄と同一の基準によることとしなければならない必然性はないとの指摘がある。また、離婚関係事件について甲案を採用する場合でも、当事者の意思に関わらず当然に無効とされる婚姻無効確認事件については、身分関係の当事者である被告の防御の機会につき十分な配慮を払う必要性は低く、特に、原告が不知の間に当該被告又は第三者により婚姻の届出がされた場合においては、当該被告の住所が外国にあることを理由に訴えを却

下し原告に救済の機会を与えないのは不当であるから、原告の住所にも管轄権を認めるべきであるとの指摘もある。また、渉外的な婚姻無効確認事件においては、国籍取得等を目的とした偽装結婚のような事案もしばしば見られ、これらの事案においても被告の防御権に配慮する必要性は低いとの指摘もされている。

しかし、婚姻の無効又は取消しも、広い意味で婚姻関係の消滅という点で離婚と共通するものであるし、不知の間に婚姻届出を出された事案や偽装結婚の事案を一般化して婚姻関係事件の管轄一般を定めるべきではないとして、後記2の婚姻挙行地の取扱いを除き、離婚関係事件と同様に考えるという見解が多い。

## (2) 外国法制等

外国法制は、上記多数の学説と同様であると解され、例えば、オーストラリア裁判管轄法第76条は離婚と婚姻の取消し及び無効宣言並びに婚姻関係の存否の確認に関する争いを区別していないし、ブリュッセルII bis 規則も離婚に関する事件と婚姻の無効に関する事件を、その管轄原因を定めるに際して区別していない。

上記「法例改正要綱試案（婚姻の部）」も、第8において、婚姻の無効及び取消事件の国際裁判管轄権について、離婚事件のそれに準ずるものとする提案がされている。

## 2 管轄原因としての婚姻挙行地（注）について

（本文においては提案をしてはいないが、）身分関係の当事者である訴えの当事者の婚姻挙行地を管轄原因として認めるべきか、認めるべきとする場合、どのような要件で認めるべきか。

### ・ 学説等

婚姻挙行地には証拠方法（身分関係の当事者の周囲の者や婚姻に関与した官吏等）が存在する蓋然性が高いこと、準拠法の指定においても婚姻住所地が考慮されていること（婚姻の方式に関し、法の適用に関する通則法第24条第2項）などの観点から、婚姻挙行地を管轄原因とする見解がある。また、管轄原因としての住所地の在り方について、原告の住所地に一般的な管轄を認めない甲案を採用するのであれば、原告の住所地と組み合わせて管轄原因とすることが考えられる。

（注） 婚姻挙行地とは、法的に婚姻を成立させる方式が履践された地である。日本

において婚姻届が提出された場合には、日本が婚姻挙行地となり、一定の儀式が婚姻の方式とされている国でそのような儀式が行われた場合には、当該国が婚姻挙行地となる。

### 第3 財産分与事件

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき
- ② 申立人の住所が日本国内にあり、かつ、当事者双方が日本人であるとき
- ③ 申立人の住所が日本国内にある場合であって、相手方が行方不明であるときその他相手方の住所がある国の裁判所において申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、当事者の一方の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注） 単位事件類型としての「財産分与事件」とは、家事事件手続法別表第2の4の項に規定する処分事件をいう。

（補足説明）

#### 1 財産分与事件と離婚関係事件との関係について

(1) 財産分与事件については、財産分与は離婚の効力の問題と解されること、財産分与事件についてもいわゆるフォーラムショッピングのおそれがあることから、管轄は広げ過ぎないほうが良いことなどに鑑み、離婚関係事件と同趣旨の考え方に基づいて管轄原因を定めるべきであるという指摘があり、本文はこれに従い、離婚関係事件と同趣旨の提案をしている。

(2) 他方、財産分与が申立人を保護するための制度という側面があること、不当な管轄の作出については特別の事情による訴えの却下で対処することも可能であることを踏まえると、離婚関係事件については原告の住所地を一般的な管轄原因とはしない本文甲案を採用した場合でも、財産分与事件については原告の住所地に一般的な管轄原因を認める本文乙案を採用することも考え得るとの指摘もある。

もっとも、この指摘に対しては、財産分与事件は、身分関係事件として

の性格よりも財産関係事件としての性格が強く、一般の民事事件以上に申立人の保護の必要性は必ずしも強いとはいえないとの批判もあり得る。

## 2 財産所在地を独立の管轄原因とすることの適否

財産分与の対象とされる財産の所在地を管轄原因とすることについては、財産分与は、不在者財産管理、相続財産管理及び失踪宣告等と異なり、一般的に、その後、例えば一定期間の財産の管理等をもたらすものではないため、財産所在地の裁判所が審理すべき必要性は低いこと、対象となる財産の一部が我が国に存在する場合において、財産の多寡を基準として管轄権の有無を切り分けることは困難であると考えられること、仮に、対象となる財産の一部が我が国に存在する場合でも我が国の管轄を認めるとすれば過剰管轄につながり得ると考えられることなどから、財産の所在地を独立の管轄原因とすることは不適切であるとの指摘があり、本文では、財産の所在地を管轄原因とする案は提示していない。

## 第4 年金分割事件

特に規律を設けないものとしてはどうか。

(補足説明)

- 1 ①厚生年金保険法等についての請求すべき按分割合に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第2の15の項)については、日本の裁判所に管轄権があることは当然であると考えられること、②外国法制におけるこれに相当する制度については解釈に委ねることが可能ではないかと考えられること、諸外国にも年金分割制度を有する国は相当数あるようであるが、制度の内容は国によって様々である上、国際裁判管轄法制を整備している国においても、いわゆる年金分割について独立の単位事件類型を設定している国は少ないと指摘されていることなどに鑑み、本文では、年金分割事件の国際裁判管轄に関しては解釈に委ねることとして、特段の規律を設けないことを提案している。
- 2 他方、厚生年金保険法等についての請求すべき按分割合に関する処分の審判事件について日本の裁判所に管轄権を認める明文規定がないと、年金分割も財産分与の一種であると解されたときは、厚生年金保険法等についての請求すべき按分割合に関する処分の審判事件について日本の裁判所

の国際裁判管轄がないと判断される場合が想定され得ることから、明文の規律を設ける必要があるとの指摘もあり得るが、どのように考えるか。

## 外国法制

### ○ ブリュッセル IIbis 規則

#### 第 3 条 (一般的裁判管轄権)

1 離婚, 法的別居又は婚姻の無効に関する事件において, 裁判管轄権は次の事項に該当する加盟国の裁判所に属する。

(a) 加盟国の自国領土において,

- ・ 配偶者双方が, 常時居住していること, 又は
- ・ 配偶者の一方が現在も当該加盟国に居住している場合, 配偶者双方がその直前に常時居住していたこと, 又は
- ・ 被告が, 常時居住していること, 又は
- ・ 共同申し立ての場合は, 配偶者の一方が常時居住していること, 又は
- ・ 申し立てが行われた直前に少なくとも 1 年間当該加盟国に居住していた場合は, 申立人が, 常時居住していること, 又は
- ・ 申し立てが行われた直前に少なくとも 6 ヶ月間当該加盟国に居住していた場合は, 申立人が, 常時居住しており, かつ当該加盟国の国民であること, 若しくは連合王国及びアイルランドの場合は, 申立人が当該加盟国に「住所(domicile)」を置いていること。

(b) 配偶者双方の国籍があること, 又は連合王国及びアイルランドの場合は, 配偶者双方の「住所」が置かれていること。

2 本規則の目的のため, 「住所」は, 連合王国及びアイルランドの法制度のもとで有するのと同じ意味を有する。

### ○ ドイツ家事事件及び非訟事件の手續に関する法律

#### 第 9 8 条 (婚姻事件 ; 離婚事件と附帯処分の併合)

1 ドイツ裁判所は, 以下の場合に婚姻事件について管轄を持つ。

- ① 一方配偶者がドイツ人であるとき又は婚姻時にドイツ人であったとき。
- ② 夫婦双方がドイツ国内に常居所を有しているとき。
- ③ 一方配偶者が無国籍者でドイツ国内に常居所を有しているとき。
- ④ 一方配偶者がドイツ国内に常居所を有しているとき。ただし, ドイツで下す予定の裁判が夫婦いずれの本国法によっても明らかに承認されえない場合には, その限りではない。

2 前項に基づくドイツ裁判所の管轄は, 離婚事件及び附帯処分事件が併合されているときには, 離婚の附帯処分にも及ぶ。

## ○ オーストリア裁判管轄法

第76条（婚姻関係または登録パートナー関係から生じる争い）

- 1 離婚，婚姻の取消し，婚姻の無効宣言，婚姻の存否の確認に関する争い，および，登録パートナーの解消，無効宣言，存否の確認に関する当事者間の紛争については，その管轄区域に当事者が共通の常居所を有するまたは最後に有していた裁判所が，専属的に管轄を有する。訴え提起の時点で当事者のいずれもこの管轄区域に常居所を有しないとき，または，共通の常居所がオーストリアにないときは，その管轄区域に被告の常居所のある裁判所，または，オーストリアに被告の常居所がない場合にはその管轄区域に原告の常居所のある裁判所が，専属的に管轄権を有する。それ以外の場合にはウィーン市の地区裁判所が管轄権を有する。
- 2 第1項の挙げる紛争についての国際裁判管轄権は，次の場合に認められる。
  - ① 当事者の一方がオーストリア国籍を有するとき，または，
  - ② 被告が，または，夫婦双方もしくは登録パートナー双方に対する無効の訴えの場合は少なくとも被告の一方が，オーストリアに常居所を有するとき，または，
  - ③ 原告が，その常居所をオーストリアに有し，かつ，夫婦もしくは登録パートナー双方の双方がその最後の共通の常居所をオーストリアに有していたまたは原告が無国籍もしくは婚姻成立時にオーストリア国籍を有していたとき。

## ○ 韓国国際私法

第2条（国際裁判管轄）

- 1 法院は，当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連がある場合に国際裁判管轄権を有する。この場合，法院は実質的関連の有無を判断するにあたって国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。
- 2 法院は，国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断するものの，第1項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。